

第5回 医師の働き方改革を進めるための
タスク・シフト/シェアの推進に関する検討会

資料2

令和2年1月20日

業務範囲の見直しに伴う教育・研修について

検討の視点

- 第4回検討会において、整理した業務についての検討の進め方について、
 - ・ 3要件について、いずれも該当するとされた業務から、まず議論を深める
 - ・ ①かつ③は該当するが、②に該当しないとされた業務については、タスク・シフト/シェアによる効果を踏まえて働き方改革に特に資するものについて、追加的な要件が必要であることを前提として、今後、カリキュラム改正の必要性なども含め、追加的な要件とあわせて議論を深めるという方針をお示した。

※第2回検討会で提示したタスク・シフト/シェアを推進する項目の3要件

- 要件① 原則として各資格法の資格の定義とそれに付随する行為の範囲内であること。
- 要件② その職種が担っていた従来の業務の技術的基盤の上にある隣接業務であること。
- 要件③ 教育カリキュラムや卒後研修などによって安全性を担保できること。

- この点については、第4回検討会の議論においても、「資格がなかった者が研修や教育を受けることで、能力を担保して、安全まで考えた上でそれを行っていくことは、丁寧に一つ一つ議論をしないといけない」といった指摘があった。
- 上記を踏まえ、現行制度上実施できない業務について、法令改正を検討する前提として、当該業務を実施する能力を担保するために必要な教育・研修の考え方について、次ページとおり整理してはどうか。

業務範囲の見直しに伴う教育・研修の考え方

- 資格の定義とそれに付随する行為の範囲内で、かつ安全性を担保できる業務について、各医療関係職種の業務範囲の見直しを実施する場合の教育・研修については、業務範囲に追加する業務の内容に応じて、以下のような対応が考えられるのではないかと。
- 現行の養成課程において必要な知識の習得が明確に担保されている業務については、
 - (a) 養成課程の見直しや研修の受講の義務付けは行わない。(ただし、医療安全上の配慮が特に必要な場合は、事前の医師の明確な指示や緊急時の連絡体制の整備、緊急時のマニュアルの整備など、安全に実施する上での留意事項を通知により示す。)
- 現行の養成課程において必要な知識の習得が担保されていることが明確でない業務については、
 - (b) 当該業務が従来業務の技術的基盤の上にある(要件②を満たす)場合は、養成課程において必要な教育内容として明確化するとともに、既に資格を取得済みの者については、法令による研修の受講の義務付けは行わないが、通知により、当該業務の実施に当たって追加的な知識の修得が必要な者について、職能団体が実施する研修を受けることを求める。
 - (c) 当該業務が従来業務の技術的基盤の上になく(要件②を満たさない)場合は、養成課程において必要な教育内容を追加するとともに、既に資格を取得済みの者については、法令により、厚生労働大臣が指定する研修を受講することを業務実施の要件とする。



- 上記の整理に沿って、今回の見直しの検討に当たっては、
 - ・ 現行の養成課程において必要な知識の習得が明確に担保されている業務については、(a)
 - ・ 現行の養成課程において必要な知識の習得が明確に担保されてることが明確でない業務については、
 - 当該業務が、第2回検討会で提示した要件②(その職種が担っていた従来業務の技術的基盤の上にある隣接業務であること)を満たす場合は、(b)
 - 当該業務が、要件②を満たさない場合は、(c)
- という方針の下で検討を進めてはどうか。

**(参考) 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」
(平成26年法律第38号) 等による業務範囲の拡大に伴う対応**

＜診療放射線技師＞

| 追加された業務 | 教育・研修に関する対応 |
|--|-------------|
| 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為（静脈路確保のためのものを除く。）、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為、当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為 | (b) |
| 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから造影剤・空気を注入する行為 | (b) |
| 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから空気を吸引する行為 | (b) |
| 核医学診断装置を用いた検査 | (a) |
| 医師又は歯科医師の立ち会いなく行う胸部エックス線検査 | (a) |

＜臨床検査技師＞

| 追加された業務 | 教育・研修に関する対応 |
|--|-------------|
| 検体採取 | (c) |
| 生理学的検査 ・基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く。） ・電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査 | (b) |

※特定行為に係る看護師の研修制度については、看護師が実施可能な「診療の補助」の範囲を拡大するものではなく、診療の補助のうち、高度な専門知識及び技能等をもって行う必要のある行為を特定行為として明確化し、手順書により特定行為を行う場合の研修制度を整備することにより、高度な知識・技能等が必要な業務についても、手順書により担うことのできる看護師を養成し、医師が看護師に委ねることができる環境を整備することを目的として創設されたものであることから、その研修の考え方については、業務範囲の拡大に伴う教育・研修の考え方である(a)～(c)とは異なる整理による。